

<医師用> 意見書

意見書

保育所施設長殿

入所児童氏名

病名 「 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので
登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康状態が集団での保育所生活が可能な状態になってからの登園であるようご配慮下さい。

医師が記入した意見書が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消えるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで (幼児（乳幼児）にあっては、3日を経過するまで)
風しん	発しん出現前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1、2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
感染性胃腸炎 ※1（アデノウィルス感染症）	症状のある間（1～2週間）、と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	24時間嘔吐、下痢等の症状が治まっており、普段の食事がとれること
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157等)		医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
新型コロナウィルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状は軽快した後1日を経過すること（無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること）

※1.医師より、咽頭結膜熱、プール熱、感染性胃腸炎（アデノウィルス）以外の症状であっても、疾病の原因がアデノウィルスであると診断された場合は、意見書のご提出をお願いいたします。